

意 見

平成 21 年度の水道事業会計は、61 億 4 千万円の単年度黒字であり、工業用水道事業会計は、27 億 5 千万円の単年度黒字であった。この結果、水道事業会計は 9 年連続、工業用水道事業会計は 14 年連続の黒字となった。

なお、平成 21 年度の決算では、水道事業会計において前年度と比べ、年間給水量が減少し、給水収益が減少したことから、事業収益が 3 億 6 千万円減少し、事業費用も支払利息や減価償却費負担の減少などにより、26 億 7 千万円減少した。

また、工業用水道事業会計では前年度に比べ、年間有収水量が減少し、給水収益が減少したものの、平成 21 年度から開始した基本使用水量の減量・廃止負担金制度導入に伴う負担金収入 19 億円が計上されたため、事業収益は 11 億 1 千万円増加した。事業費用については、支払利息が減少したことなどにより 5 億 6 千万円減少した。

大阪府が実施していた水道事業及び工業用水道事業については、平成 23 年 4 月を目途に、受水市町村が設立する企業団（一部事務組合）に事業を承継し、移行に向けた作業を進めている。しかしながら、移行に際して課題が残っており、以下、具体的課題について、定期監査の結果を参考に記載した。

1. 利水撤退を表明したダムに係る会計処理について

大戸川ダム、丹生ダム、安威川ダム、紀の川大堰の計 4 ダムの利水撤退に係る損失（最大見込値で 649 億円）について、利水撤退を決定した段階で資産価値が滅失または毀損している分（最大値 498 億円）は、早急に特別損失処理すべきである。また、丹生ダムに係る独立行政法人水資源機構による立替金の精算見込額（最大値 122 億円）など、将来の損失負担の発生可能性が高いものについては、当面は注記開示を行うべきである。

2. 不用地の管理について

水道部の不用地のうち、事業管理室所管の寝屋川市太秦の土地（3,475.76 m²、4 億円）は、同市の有償取得への取り組みを条件に使用許可を与えているが、既に 10 年以上が経過しており、処分の取り組みが遅延しているといえるため、早期処分に努められたい。

また、旧津守浄水場用地（18,636.63 m²、簿価約 1.6 億円）は、平成 16 年 3 月の旧大阪臨海工業用水道企業団の解散に伴い不用地となり、6 年以上経過しているため、現状実施している大阪市との処分に向けた協議を軸に早期処分に努められたい。

さらに、平成 21 年度の利水撤退の決定に伴い、安威川系浄水場予定地（17,173.24 m²、簿価約 13 億円）及び紀の川系浄水場予定地（泉佐野浄水池予定地含む）（103,569.85 m²、簿価約 17 億円）という広大な不用地が新たに発生している。

水道部では、不用地となった企業用地を行政財産に区分したまま管理し、所有しつづけることは、府民の負担に直結することから、本来、当初の保有目的を外れたものは行政財産（企業用地）の用途廃止を行い、明確に普通財産の不用地として区分することにより、早期に新たな用途に変更する、又は処分を促すなどの検討対象になるように財産管理体制を整備されたい。

3. 退職給与引当金について

大阪府水道部の職員に係る退職給与引当金について、過去の一定時点の職員の退職金支給水準に調整を加えて計算する独自の算定方法を採用しているため、決算書にて計上されている引当金額（約 34 億円）について、本来の所要額が満たされているか不明である。企業団へ移行する前に正確な金額を把握し、是正措置を検討されたい。

また、現在の水道部決算書の退職給与引当金について、具体的な計算方法など会計方針が記載されていないため、決算書における計上額が平成 21 年度末時点の要引当額の全額であると誤認識されてしまうことのないよう、会計方針などの情報開示もあわせて実施されたい。

4. 年度の事業費用とすべき支出が資産計上されていたことについて

大阪府水道部の水道事業及び工業用水道事業の決算書において、本来は年度の費用として計上すべき支出が資産計上されていたため、結果として年度の事業費用が過少または費用処理が遅延化することで、正確な経営情報を提供していない状況にある。

今後、適正な経営情報が提供できるよう、上記のような費用処理が遅延化している事案を調査し、是正措置を講じられたい。

5. 一津屋取水施設に係る維持管理費の会計処理について

一津屋取水施設（大阪府と他の自治体 4 市との共同施設）に係る維持管理費は、大阪府が一旦全額を支払った時点で費用処理しており、後に各市の負担額を徴収した時点で収益計上を行っている。しかしながら、他の自治体負担部分は立替えているだけであり、その支出の性格は費用ではなく「立替金」であると考えられる。

大阪府水道部が現在採用している会計処理によると、平成 21 年度末において費用及び収益がともに 116 百万円の過大計上となり、損益規模が実態より大きく見えてしまうため、「立替金」である事実を適切に表せるよう、会計処理の改善を検討されたい。

6. 企業団方式への移行について

大阪府水道部は、平成 23 年 4 月を目途に、42 受水市町村が設立する企業団（一部事務組合）に事業を承継し、移行に向けた準備を進めているが、利水撤退を決定したダムに係る損失等の処理、退職給与引当金の引当不足、年度の事業費用の過少計上など、決算書にお

ける情報開示の点で、移行までに整理すべき事項が残っている。また、非常に厳しい移行スケジュールにも関わらず、「不用地の早期処分」、「不用地を含む資産・負債の承継の範囲や承継方針」、「府水道事業の従事職員（特に技術職）の取扱い」、「工業用水道事業の用水供給事業との一体的運営の検討」など、移行に係る諸課題が山積している。これらの諸課題について適時かつ着実に対応されたい。

さらに、企業団への移行にあたっては、大阪府水道部の事業を承継し、設立当初は職員の身分移管又は派遣で事業運営を行い、市町村水道事業と連携を拡大することで効率化を目指す旨は確認されているが、その具体的な効率化方策は示されていない。加えて、一部事務組合という新たな自治体を設立することになるため、議会、運営協議会、監査機関などの運営費用、新システムの構築費用など、新たな費用が見込まれることを考慮すると、より実行性のある具体的なコスト削減策の提示が求められる。

企業団方式への移行が、単なる大阪府水道部の「看板の付け替え」に留まらぬよう、府民に対して具体的な課題解決策及び効率化策を早期に示されたい。